空港運用業務指針新旧対照表

（傍線又は破線枠は改正箇所。二重傍線は新設箇所又は削る箇所。）

改　正	現　行
第１章　総則	第１章　総則
１．・２．　（略）	１．・２．　（略）
３．用語の意味	３．用語の意味
本指針において使用される用語の意味は次のとおりとする。	本指針において使用される用語の意味は次のとおりとする。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）「グランドハンドリング」とは、貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込及び取卸、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業をいう。	（新設）
４．～７．　（略）	４．～７．　（略）
第２章 制限区域立入及び車両使用の取扱い	第２章 制限区域立入及び車両使用の取扱い
１．・２．　（略）	１．・２．　（略）
３．立入りの取扱い	３．立入りの取扱い
（１）申請及び承認	（１）申請及び承認
空港管理者は、航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客以外の者が制限区域に立ち入る場合、その承認を受けようとする者（代表者を含む。）から、立入りの期間に応じて、次のとおり、制限区域への立入りの承認を受けるための申請書を提出させ、制限区域立入承認証（以下「立入承認証」という。）を交付すること。	空港管理者は、航空機に乗降する航空機乗組員及び旅客以外の者が制限区域に立ち入る場合、その承認を受けようとする者（代表者を含む。）から、立入りの期間に応じて、次のとおり、制限区域への立入りの承認を受けるための申請書を提出させ、制限区域立入承認証（以下「立入承認証」という。）を交付すること。
ａ　２４時間以上の立入り	ａ　２４時間以上の立入り
２４時間以上の立入りの場合は、立入者名、立入期間、立入区域、立入理由、その他必要となる事項を記載した制限区域立入承認申請書（様式１）を提出させ、審査の結果支障がない場合は、立入承認証としてランプパス（様式２）を交付すること。	２４時間以上の立入りの場合は、立入者名、立入期間、立入区域、立入理由、その他必要となる事項を記載した制限区域立入承認申請書（様式１）を提出させ、審査の結果支障がない場合は、立入承認証としてランプパス（様式２）を交付すること。
なお、申請書には、立入者が航空法等の関係法令及び航空機の特性並びに空港の概要その他制限区域の安全確保に関する知識（以下「制限区域安全知識」という。）を有することを示す書類並びに立入者の識別及び照合のための写真を添付させること。	なお、申請書には、立入者が航空法等の関係法令及び航空機の特性並びに空港の概要その他制限区域の安全確保に関する知識（以下「制限区域安全知識」という。）を有することを示す書類並びに立入者の識別及び照合のための写真を添付させること。
ただし、空港管理者が、直接、制限区域安全知識を付与した者に関しては、制限区域安全知識を有することを示す書類の添付を省略させることができる。	
ｂ　（略）	ｂ　（略）
（２）～（11）　（略）	（２）～（11）　（略）
４．　（略）	４．　（略）
５．亡失	５．亡失
立入承認証、車両承認証又はランプステッカー（以下「立入承認証等」という。）を亡失したときは、直ちに空港管理者に届出させること。	立入承認証及び車両承認証を亡失したときは、直ちに空港管理者に届出させること。
６．返納	６．返納
立入承認証等が不要となったときは、直ちに空港管理者に返納させること。	立入承認証及び車両承認証が不要となったときは、直ちに空港管理者に返納させること。
７．デザイン等の変更	（新設）
立入承認証等（標識旗（様式６）を除く。）の偽造等を防止し有効性を確保するため、次に掲げる措置をとること。	
（１）立入承認証等（標識旗（様式６）を除く。）について、それぞれの現に有効な枚数に占める１年間の紛失枚数の割合が５％以上となった場合は、当該立入承認証等のデザイン又はレイアウトを変更し、再発行すること。	
（２）長期にわたり同一のデザイン又はレイアウトを使用することのないよう、立入承認証等（標識旗（様式６）を除く。）を発行し又はそれらの情報を管理する機器やシステムの更新等の機会を捉え、可能な限り立入承認証等（標識旗（様式６）を除く。）のデザイン又はレイアウトを変更するよう努めること。	
８．～９．　（略）	７．～８．　（略）
10．安全講習の実施	９．安全講習の実施
（１）空港管理者は、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者（２４時間以上立ち入ろうとする者に限る。）に対して制限区域立入承認申請を行う前に、また、ランプパス所有者に対して原則として半年毎に、それぞれ次に掲げる内容を網羅した制限区域安全知識の付与及び維持向上を図るための講習（以下「安全講習」という。）を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ランプパスの承認日から起算して１月を経	（１）空港管理者は、ランプパス所有者に対して、原則として半年毎に、制限区域安全知識の維持向上を図るための講習（以下「安全講習」という。）を実施すること。 また、安全講習は次の内容を総合的に勘案したものであること。

改　正	現　行
過しない者に対する安全講習は、免除することができる。 なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。	なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習を実施すること。
a～c　（略）	a～c　（略）
（2）空港管理者が各事業者等の制限区域安全知識教育責任者又は代行者に対して安全講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者がランプパス所有者に対する安全講習を実施することができる。	（2）（1）にかかわらず、空港管理者が各事業者等の制限区域安全知識教育責任者又は代行者に対して安全講習を実施した場合は、当該者がランプパス所有者に対する安全講習を実施することができる。
（3）空港管理者に代わって制限区域安全知識教育責任者又は代行者が安全講習を実施した場合は、当該者が所属する各事業者等に実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。	（3）制限区域安全知識教育責任者又は代行者が安全講習を実施した場合は、当該者に次の事項を記録させ、当該者が所属する各事業者等に保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。
（削る）	a　実施者
（削る）	b　実施日
（削る）	c　受講者
（削る）	d　その他空港管理者が必要と認める事項
様式１～様式８　（略）	様式１～様式８　（略）
第３章　制限区域車両運転の取扱い及び運転規則	第３章　制限区域車両運転の取扱い及び運転規則
１．　（略）	１．　（略）
２．定義	（新設）
（１）「マイナ免許証」とは、都道府県公安委員会発行の運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカードをいう。	
（２）「国際運転免許証」とは、道路交通に関する条約第二十四条第一項の運転免許証（第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で同条約附属書九又は附属書十に定める様式に合致するものをいう。	
（３）「自国等の運転免許証」とは、自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域の行政庁又は権限のある機関の免許に係る運転免許証をいう。	
（４）「外国運転免許証」とは、自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として道路交通法施行令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）をいう。	
（５）「評価書」とは、「制限区域車両運転資格特認評価実施要領」（令和７年９月 30 日付、国官参航安第 612 号）に基づき、制限区域内において運転できることを認定した書類をいう。	
（６）「運転免許証等」とは、都道府県公安委員会発行の運転免許証（マイナ免許証を含む。以下同じ。）、国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。	
（７）「運転者講習」とは、制限区域内における車両運転規則等の知識の維持向上を図るための講習をいう。	
（８）「車両運転知識教育責任者」とは、各事業者等において制限区域内における車両運転規則等の知識の付与に責任を有する者をいう。	
３．　（略）	２．　（略）
４．運転許可	３．運転許可
（１）申請	（１）申請
a　ランプパスによる立入りに係る車両運転	a　ランプパスによる立入りに係る車両運転
ランプパスによる立入りに係る車両運転の場合は、立入承認証番号（既にランプパスを取得している場合）、運転者名、所属、運転理由、その他必要となる事項を記載した制限区域車両運転許可申請書（様式）に次に掲げるいずれかの書類の写しを添付させ、申請させること。	ランプパスによる立入りに係る車両運転の場合は、立入承認証番号（既にランプパスを取得している場合）、運転者名、所属、運転理由、その他必要となる事項を記載した制限区域車両運転許可申請書（様式）に公安委員会発行の運転免許証又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百七条の二に定める国際運転免許証、国際運転免許証及び国際運転免許証を発給している国若しくは地域の行政庁又は権限のある機関の免許に係る運転免許証（以下「自国等の運転免許証」という。）若しくは外国運転免許証（以下「運転免許証等」という。）の写しを添付させ、申請させること。
（ａ）都道府県公安委員会発行の運転免許証 なお、当該免許証の交付は受けずにマイナ免許証のみ交付を受けている場合は、マイナ免許証読み取りアプリを利用し得ら	（新設）

改　正	現　行
れる免許情報を確認できる次のいずれかの画像等を添付させること。 ア　スマートフォンにダウンロードした免許画像 イ　パソコンに保存した免許画像 ウ　スマートフォン又はパソコンに表示された免許画像のスクリーンショット	
（b）国際運転免許証	（新設）
（c）国際運転免許証及びその発行の元となった自国等の運転免許証	（新設）
（d）外国運転免許証	（新設）
（e）評価書	（新設）
なお、（2）a（b）イ又は（2）c（b）イにより、講習及び試験の両方を免除する場合は、車両運転の許可を受けようとする者が車両運転に必要な知識を有することを示す書類及び、他の空港において有効な車両運転許可証の写し又は当該空港の車両運転許可証を有していたことを示す書類を添付させること。	なお、（2）a（b）イ又は（2）c（b）イにより、講習及び試験の両方を免除する場合は、車両運転の許可を受けようとする者が車両運転に必要な知識を有することを示す書類及び、他の空港において有効な車両運転許可証の写し又は当該空港の車両運転許可証を有していたことを示す書類を添付させること。
b　ビジターパスによる立入りに係る車両運転	b　ビジターパスによる立入りに係る車両運転
ビジターパスによる立入りに係る車両運転の場合は、制限区域車両運転許可申請書の記載事項に加え、同行者（当該車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導する車両を運転する者であって、当該空港のランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者）の所属、氏名及び連絡先を記した上で、当該運転を行おうとする者の有効な運転免許証等の写し（a の添付と同じ。）を添付させ、申請させること。	ビジターパスによる立入りに係る車両運転の場合は、制限区域車両運転許可申請書の記載事項に加え、同行者（当該車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗し、又は当該車両を先導する車両を運転する者であって、ランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者）の所属、氏名及び連絡先を記した車両運転許可のための申請書に、当該運転を行おうとする者の運転免許証等の写しを添付させ、申請させること。
c　制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等	c　制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等
制限区域内に立ち入らずに車両運転等を行う場合は、制限区域車両運転許可申請書（立入承認証番号の欄を除く）に加え、a の申請時に添付する書類及び次の書類を添付させ、申請させること。	制限区域内に立ち入らずに車両運転等を行う場合は、制限区域車両運転許可申請書（立入承認証番号の欄を除く）に加え、運転免許証等の写し及び次の書類を添付させ、申請させること。
（a）～（c）　（略）	（a）～（c）　（略）
d　制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転	（新設）
制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転の場合は、制限区域車両運転許可申請書の記載事項に加え、同乗訓練担当者（制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練を受ける者が当該訓練において運転する車両に同乗する者であって、当該空港のランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者をいう。以下同じ。）の所属、氏名及び連絡先を記した上で、当該運転を行おうとする者の訓練計画及び有効な自国等の運転免許証の写しを添付させ、申請させること。	
（2）許可条件	（2）許可条件
制限区域内における車両運転の許可をするに当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、有効な運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。	制限区域内における車両運転の許可をするに当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、運転免許証等を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。
なお、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。	なお、自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。
a～c　（略）	a～c　（略）
d　制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転	（新設）
車両運転許可を受けようとする者が運転する車両に同乗訓練担当者を同乗させ、その指導の下、かつ、空港管理者が定める条件の下において運転すること。	
（3）～（7）　（略）	（3）～（7）　（略）
5．車両運転規則	4．車両運転規則
空港管理者は、制限区域において車両を使用する者に次の事項を遵守させること。	空港管理者は、制限区域において車両を使用する者に次の事項を遵守させること。
（1）運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書の所有	（新設）
有効な運転免許証等又は評価書を所有していること。なお、上記4．（1）の際、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、有効な自国等の運転免許証を所有していることで、有効な運転免許証等の所有に代えることができる。	
（2）運転できる車両の範囲	（1）運転できる車両の範囲
制限区域内で運転できる車両の範囲は、次のとおりとし、これに従って運転すること。	制限区域内で運転できる車両の範囲は、次のとおりとし、これに従って運転すること。
a　航空機の整備又はグランドハンドリングに用いる車両（旅客の輸送に用いる車両を除く。）	a　航空機の整備又はグランドハンドリングに用いる車両（旅客の輸送に用いる車両を除く。）

改　正	現　行
以下のいずれかであること 。	以下のいずれかであること 。
（ａ）所有する運転免許証等又は評価書に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲	（ａ）所有する運転免許証等に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲
（ｂ）事業者による車両運転に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている車両の範囲（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車を運転することができる運転免許証等又は評価書の交付を受けている者に限る。）	（ｂ）事業者による車両運転に係る訓練を修了し、当該事業者の責任者から運転することが認められている車両の範囲（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車を運転することができる運転免許証等の交付を受けている者に限る。）
(削る)	※　グランドハンドリングとは、貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積込み及び取卸し、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機の地上走行の支援その他空港内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業をいう。
ｂ　ａ以外の車両	ｂ　ａ以外の車両
所有する運転免許証等又は評価書に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲	所有する運転免許証等に運転できる車両の種類として記載された車両の範囲
（３）～(23)　(略)	（２）～(22)　(略)
６．運転者講習の実施	５．運転者講習の実施
（１）空港管理者は、車両運転許可を受けている者に対して原則として半年毎に、次の内容を網羅した運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。ただし、ビジターパスによる立入りに係る車両運転に対する車両運転許可の交付を受けた者又は制限区域車両運転資格特認評価実施要領に基づき実施する訓練に係る車両運転許可を受けた者に対する運転者講習を免除することとし、ランプパスによる立入りに係る車両運転若又は制限区域内に立ち入らずに行う車両の運転等に対する車両運転許可の許可日から起算して１月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。	（１）空港管理者は、車両運転許可を受けている者に対して、原則として半年毎に、制限区域内における車両運転規則等の知識の維持向上を図るための講習（以下「運転者講習」という。）を実施すること。また、運転者講習は次の内容を総合的に勘案したものであること。
なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の運転者講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。	なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の運転者講習を実施すること。
ａ　４．（２）ａ（ａ）による空港管理者の定める講習項目	ａ　３．（２）ａ（ａ）による空港管理者の定める講習項目
ｂ・ｃ　(略)	ｂ・ｃ　(略)
（２）車両運転知識教育責任者及び必要に応じてその代行者を選任させ、空港管理者が当該者に対して運転者講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者が各事業者等の車両運転許可を受けている者に対する運転者講習を実施することができる。	（２）各事業者等において制限区域内における車両運転規則等の知識の付与に責任を有する者（以下「車両運転知識教育責任者」という。）及び必要に応じてその代行者を選任させ、空港管理者が当該者に対して運転者講習を実施した場合は、当該者が各事業者等の車両運転許可を受けている者に対する運転者講習を実施することができる。
（３）空港管理者に代わって車両運転知識教育責任者又は代行者が運転者講習を行った場合は、当該者が所属する各事業者等に実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。	（３）車両運転知識教育責任者が運転者講習を行った場合は、各事業者等に次の事項を記録させ、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。
(削る)	ａ 実施者
(削る)	ｂ 実施日
(削る)	ｃ 受講者
(削る)	ｄ その他空港管理者必要と認める事項
（４）４．（１）ｃにより車両運転許可を受けている者に対して、運転者講習に加え、安全講習を受講させること。	（４）３．（１）ｃにより車両運転許可を受けている者に対して、運転者講習に加え、安全講習を受講させること。
様式	様式

（傍線又は破線枠は改正箇所。二重傍線は新設箇所又は削る箇所。）

改　正

制限区域車両運転許可申請書

年　月　日

（空港管理者）　殿

申請者
住　所
所　属
氏　名

（〇〇規程第〇条等）による制限区域内における車両運転の許可を受けたいので、運転免許証等又は認定証（写）を添えて、下記のとおり申請します。

記

立入承認証番号	氏　名	所　属	理　由	備　考

【添付書類】
□公安委員会発行の運転免許証の写し
□国際運転免許証の写し
□国際運転免許証及び自国等の運転免許証の写し
□外国運転免許証の写し
□認定証の写し

以上

第４章　工事等作業のための制限区域立入等の取扱い

１．・２．　（略）

３．工事等関係者の制限区域内立入りに必要な手続き等

（１）　（略）

（２）承認（許可）条件

工事等関係者の立入り及び車両使用の承認に当たっては、第２章３．及び４．を準用すること。また、工事等関係者の車両運転の許可に当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、有効な運転免許証等、自国等の運転免許証又は評価書を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。

なお、国際運転免許証と併せて、その発行の元となった自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。

ａ～ｄ　（略）

（３）・（４）　（略）

（５）講習会等の開催

ａ　空港管理者は、工事等関係者に対し、関係法令及び空港管理者が定める本章に関連する規程等を遵守させ、制限区域内における秩序と安全を確保するため並びに航空機の航行の安全性及び円滑性の阻害を防ぐため、事前に講習又は説明会を開くこととし、当該講習又は説明会において第２章 10. と同等の安全講習を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要

現　行

制限区域車両運転許可申請書

年　月　日

（空港管理者）　殿

申請者
住　所
所　属
氏　名

（〇〇規程第〇条等）による制限区域内における車両運転の許可を受けたいので、運転免許証（写）を添えて、下記のとおり申請します。

記

立入承認証番号	氏　名	所　属	理　由	備　考

第４章　工事等作業のための制限区域立入等の取扱い

１．・２．　（略）

３．工事等関係者の制限区域内立入りに必要な手続き等

（１）　（略）

（２）承認（許可）条件

工事等関係者の立入り及び車両使用の承認に当たっては、第２章３．及び４．を準用すること。また、工事等関係者の車両運転の許可に当たっては、空港管理者が業務上必要であると認めた者で、運転免許証等を所有するほか、次のいずれかの条件を満たしたものであること。

なお、自国等の運転免許証の写しを添付している場合にあっては、国際運転免許証の有効期間を自国等の運転免許証の有効期間に読み替えることができる。

ａ～ｄ　（略）

（３）・（４）　（略）

（５）講習会の開催

工事等関係者に対し、関係法令及び空港管理者が定める本章に関連する規程等を遵守させ、制限区域内における秩序と安全を確保するため並びに航空機の航行の安全性及び円滑性の阻害を防ぐため、事前に講習又は説明会を開くこととし、第２章９．及び第３章５．と同等の講習を実施すること。

（新設）

改　正	現　行
と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。	
b　空港管理者は、工事等関係者に対して、原則として半年毎に、第２章10. と同等の安全講習（車両運転許可を受けている者にあっては、第２章10. と同等の安全講習及び第３章６. と同等の運転者講習）を実施し、実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録の上所定の場所に保管すること。なお、空港管理者は、必要があると認めるときは、臨時の安全講習又は運転者講習を実施し、実施者等を記録の上所定の場所に保管すること。 ただし、工事等関係者の立入承認日から起算して１月を経過しない者に対する安全講習を免除することができ、工事等関係者の車両運転許可日から起算して１月を経過しない者に対する運転者講習を免除することができる。	（新設）
c　空港管理者が教育責任者及び必要に応じてその代行者を選任させ、空港管理者が当該者に対して安全講習又は運転者講習を実施した場合は、空港管理者に代わって当該者が立入承認を受けた工事等関係者に対する安全講習又は車両運転許可を受けた工事等関係者に対する運転者講習を実施することができる。	（新設）
d　空港管理者に代わって工事等責任者又は代行者が安全講習又は運転者講習を行った場合は、当該者が所属する各事業者等に実施者、実施日、受講者その他空港管理者が必要と認める事項を記録及び保管させることとし、空港管理者から当該記録の提出を求められた場合には速やかに提出させること。	（新設）
４．　（略）	４．　（略）
第５章　制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い	第５章　制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い
１，～８．　（略）	１，～８．　（略）
９．車両運転許可の取扱い	９．車両運転許可の取扱い
（１）レベル４自動運行管理者は、次の者に、自動運転車両を使用しようとする空港の空港管理者から第３章４．（３）の規定による車両運転許可証の交付を受けさせなければ、各業務に従事させてはならない。	（１）レベル４自動運行管理者は、次の者に、自動運転車両を使用しようとする空港の空港管理者から第３章３．（３）の規定による車両運転許可証の交付を受けさせなければ、各業務に従事させてはならない。
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
（２）空港管理者は、（１）の対象者に第３章５．の規定による各事項を遵守させること。	（２）空港管理者は、（１）の対象者に第３章４．の規定による各事項を遵守させること。
10. ～12.　（略）	10. ～12.　（略）
様式１～様式８　（略）	様式１～様式８　（略）
第６章 制限区域等の安全点検と運航制限 （略）	第６章 制限区域等の安全点検と運航制限 （略）
第７章　エプロンの運用	第７章　エプロンの運用
１．　（略）	１．　（略）
２．エプロンの管理	２．エプロンの管理
（１）スポット管理の方法	（１）スポット管理の方法
ａ　スポットの配分を平等に行い、安全かつ効率的なスポット運用を実施するため、次の事項を考慮してあらかじめ使用の方法について方策を講じておくこと。なお、不測の事態等が発生した際にスポット以外の場所を使用させる想定がある場合は、次の（ｂ）及び（ｃ）を考慮して航空機の離着陸又は地上移動への影響その他のスポット運用への影響を評価のうえスポットに代わる駐機場所を選定し、あらかじめ使用の方法について方策を講じておくこと。	ａ　スポットの配分を平等に行い、安全かつ効率的なスポット運用を実施するため、次の事項を考慮してあらかじめ使用の方法について方策を講じておくこと。
（ａ）～（ｃ）　（略）	（ａ）～（ｃ）　（略）
ｂ　常にエプロンにあるすべての航空機の状態を把握しておくこと。また、エプロンに設定された航空機と他航空機又は障害物とのクリアランスが維持されていることを確認するため、直接又は遠隔から視覚的に監視すること。	ｂ　常にエプロンにあるすべての航空機の状態を把握しておくこと。
c　航空機の衝突防止灯が点灯しエンジンが作動しているときは、航空機の到着と出発を支援するために必要な者以外の者が当該機に近づかないよう、危険を防止するための措置を講じておくこと。	（新設）
d　駐機する航空機の運航者に対し、当該機の意図しない動きを防ぐため、適切に固定するための措置を講じさせること。また、当該機の運航者の連絡先を把握しておくこと。	c　駐機する航空機の運航者の連絡先を把握しておくこと。
e　エプロン内における燃料・オイルの流出、舗装面のひび割れ・剥離及び搭乗橋の故障等スポット使用に影響を及ぼす事象が発生した場合、並びに当該空港に目的地を変更して着陸しようとするダイバート機の発生等により、スポット運用に影響を及	d　エプロン内における燃料・オイルの流出、舗装面のひび割れ・剥離及び搭乗橋の故障等スポット使用に影響を及ぼす事象が発生した場合、並びに当該空港に目的地を変更して着陸しようとするダイバート機の発生等により、スポット運用に影響を及

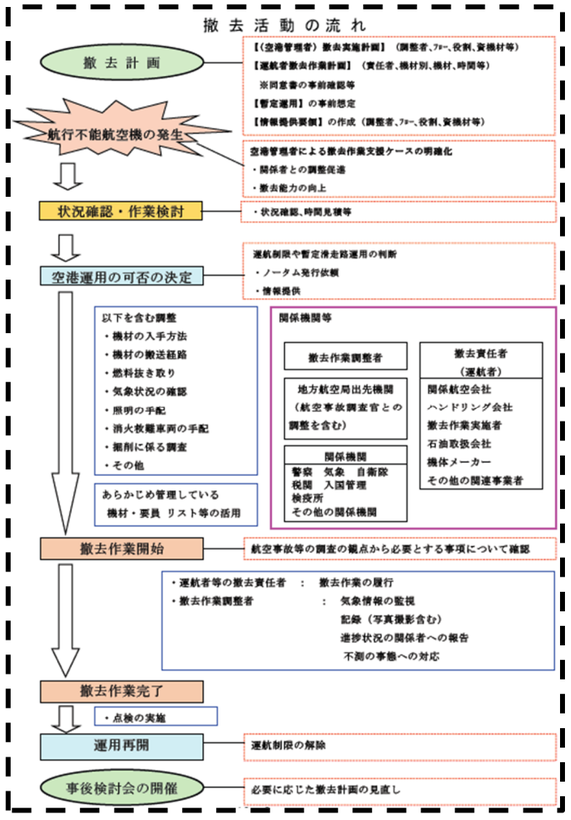
改　正	現　行
ぼす事象が発生した場合、航空機の運航の状況を考慮して、スポット使用が円滑に行われるよう、また、それらの事象の発生による影響を受けるスポットに到着する航空機を停止させるときに必要な緊急停止手順等を定めておき、適切に措置すること。	ぼす事象が発生した場合、航空機の運航の状況を考慮して、スポット使用が円滑に行われるよう適切に措置すること。
ｆ・ｇ　（略）	ｅ・ｆ　（略）
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
３．航空機の誘導	３．航空機の誘導
（１）航空機の誘導は、スポットに到着するまで又はスポットから出発する際、灯火、標識、誘導員等又はそれらを組み合わせる方法により行うこと。なお、誘導員による誘導（以下「マーシャリング」という。）及び車両による誘導（以下「フォロミー」という。）による誘導を行う場合は、次のうち必要と認められるものについて行うこと。	（１）航空機の誘導は、駐機位置指示灯によるものを除き、誘導員による誘導（以下「マーシャリング」という。）及び車両による誘導（以下「フォロミー」という。）によるものとし、次のうち必要と認められるものについて行うこと。
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
別添１～４　（略）	別添１～４　（略）
第８章　エプロン等の安全管理	第８章　エプロン等の安全管理
１．・２．　（略）	１．・２．　（略）
３．航空機給油作業における安全対策	３．航空機給油作業における安全対策
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）給油作業におけるその他の措置	（４）給油作業におけるその他の措置
給油作業においては次の事項について遵守させること。	給油作業においては次の事項について遵守させること。
ａ・ｂ　（略）	ａ・ｂ　（略）
ｃ　給油作業中は、火災に備えるため、初期消火ができる消火器等の設備及び当該設備を使用するための訓練を受けた者を配置すること。	ｃ　消火器を配置すること。
ｄ　給油作業中における火災や燃料漏れ、作業員の急病等の事故が発生した場合は、燃料給油車に設置された緊急停止装置を直ちに作動させるとともに、空港管理者に対し、直ちに必要な消火救難活動を要請すること。	（新設）
ｅ　雷の発生が予想される場合は、給油において細心の注意を払うこと。また、空港周辺において雷が認められ落雷の恐れがある場合は、給油作業を一時中止すること。	ｄ　雷の発生が予想される場合は、給油において細心の注意を払うこと。また、空港周辺において雷が認められ落雷の恐れがある場合は、給油作業を一時中止すること。 給油作業中における火災や燃料漏れ及び作業員の急病等の事故が発生した場合は、燃料給油車に設置された緊急停止装置を直ちに作動すること。
（５）　（略）	（５）　（略）
４．　（略）	４．　（略）
第９章　野生動物と航空機の衝突の防止 （略）	第９章　野生動物と航空機の衝突の防止 （略）
第 10 章　航行不能航空機の撤去	第 10 章　航行不能航空機の撤去
１．・２．　（略）	１．・２．　（略）
３．撤去作業の実施者	３．撤去作業の実施者
航行不能航空機の撤去作業は、原則として当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）に実施させること。ただし、当該運航者等にその能力がない場合は、当該運航者等から同意を得た上で空港管理者が撤去作業又は支援を行うこと。また、同意については、原則として運航者等が運航を行う前に、空港管理者に同意書を提出させること。同意書には、空港管理者が航行不能航空機の撤去作業又は支援を行う場合の条件や免責事項（二次的損傷に係る免責事項を含む。）等次に掲げる事項について記載させることとし、空港管理者は当該撤去作業又は支援の依頼先となる者との事前調整を行い、可能な限り協力体制を構築しておくこと。	航行不能航空機の撤去作業は、原則として当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）に実施させること。ただし、当該運航者等にその能力がない場合は、当該運航者等から同意を得た上で空港管理者が撤去作業又は支援を行うこと。また、同意については、原則として運航者等が運航を行う前に、空港管理者に同意書を提出させること。同意書には、空港管理者が航行不能航空機の撤去作業又は支援を行う場合の条件や免責事項（二次的損傷に係る免責事項を含む。）等について記載させることとし、空港管理者は当該撤去作業又は支援の依頼先となる者との事前調整を行い、協力体制を構築しておくこと。
なお、運航者等が航行不能航空機の撤去の見通しを立てるまでに相当の時間を要する場合又は同意が得られていない場合であっても、状況を総合的に考慮し、当該航空機が空港の運用に甚大な影響を及ぼすと判断されるときは、空港管理者自らが当該機を空	なお、運航者等が航行不能航空機の撤去の見通しを立てるまでに相当の時間を要する場合又は同意が得られていない場合であっても、状況を総合的に考慮し、当該航空機が空港の運用に甚大な影響を及ぼすと判断されるときは、空港管理者自らが当該機を空

改　正	現　行
港の運用に影響が発生しない場所まで移動若しくは撤去させること又は当該航行不能航空機の撤去に関する支援を行うことができる。	港の運用に影響が発生しない場所まで移動若しくは撤去させること又は当該航行不能航空機の撤去に関する支援を行うことができる。
（１）運航者等の撤去責任	（新設）
（２）運航者等による空港管理者への支援要請	（新設）
（３）空港管理者による航行不能航空機の撤去又は移動	（新設）
（４）撤去費用等の負担	（新設）
（５）免責事項	（新設）
（６）運航者等による保険会社との調整	（新設）
（７）同意書の履行に疑義を生じた場合の措置	（新設）
（８）その他空港管理者が必要と認める事項	（新設）
４．（略）	４．　（略）
５．撤去作業調整者の指名	５．撤去作業調整者の指名
空港管理者は、航行不能航空機の撤去のための運航者等及び関係機関等との総合的な調整を行うための調整者（以下「撤去作業調整者」という。）を指名しておくこと。なお、当該調整者は必要に応じて空港管理者以外の機関等が行うことも可能である。また、指名した撤去作業調整者の連絡先に関する事項について、航空情報の発行手続きをとること。	空港管理者は、航行不能航空機の撤去のための運航者等及び関係機関等との総合的な調整を行うための調整者（以下「撤去作業調整者」という。）を指名しておくこと。なお、当該調整者は必要に応じて空港管理者以外の機関等が行うことも可能である。
６．撤去作業の実施に際してとるべき措置	６．撤去作業の実施に際してとるべき措置
撤去作業の実施に際して空港管理者及び撤去作業調整者並びに運航者等はそれぞれ、以下の措置をとること。なお、撤去活動の流れの一例を別添１に示すので参考とされたい。	撤去作業の実施に際して空港管理者及び撤去作業調整者並びに運航者等はそれぞれ、以下の措置をとること。なお、撤去活動の流れの一例を別添１に示すので参考とされたい。
（１）空港管理者	（１）空港管理者
ａ　（略）	ａ　（略）
ｂ　着陸帯及び隣接するその他の区域に航行不能航空機がある場合にあっては、「航行不能航空機がある場合における滑走路の運用指針」（平成２６年３月２８日付、国空安保第９３３号）に基づき運用することができる。 なお、速やかに当該指針に基づく運用に移行するため、あらかじめ、着陸帯及び隣接するその他の区域の位置関係を調査しておくとともに、運航者等及び関係機関等と必要な調整を図り、運用手順等を作成し把握しておくこと。	ｂ　着陸帯及び隣接するその他の区域に航行不能航空機がある場合にあっては、「航行不能航空機等がある場合における滑走路の運用指針」（平成２６年３月２８日付、国空安保第９３３号）に基づき運用することができる。 なお、速やかに当該指針に基づく運用に移行するため、あらかじめ、着陸帯及び隣接するその他の区域の位置関係を調査しておくとともに、運航者等及び関係機関等と必要な調整を図り、運用手順等を作成し把握しておくこと。
ｃ～ｉ　（略）	ｃ～ｉ　（略）
ｊ　ｉにより確認された問題点を改善するため、必要に応じ撤去計画を見直すこと。	ｊ　ｈにより確認された問題点を改善するため、必要に応じ撤去計画を見直すこと。
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）運航者等	（３）運航者等
空港管理者は運航者等に対し、以下の措置をとるよう指導すること。	空港管理者は運航者等に対し、以下の措置をとるよう指導すること。
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
ｄ　空港管理者及び関係機関（石油取扱会社、重機の契約会社等）との調整による運航者撤去作業計画の作成	ｄ　必要に応じて、空港管理者及び関係機関（石油取扱会社、重機の契約会社等）との調整による運航者撤去作業計画の作成。
ｅ　（略）	ｅ　（略）
７．機材、要員及び施設の把握及び航行不能航空機撤去能力の確保	７．機材、要員及び施設の把握及び航行不能航空機撤去能力の確保
空港管理者は、以下についてあらかじめ把握しておき、必要に応じて関係者と申し合わせ等を締結しておくこと。また、空港管理者として、空港に常駐する運航者等の所有する航空機の型式を考慮し、可能な範囲で航行不能航空機の発生に備えた撤去能力の確保に努めること。	空港管理者は、以下についてあらかじめ把握しておき、必要に応じて関係者と申し合わせ等を締結しておくこと。また、空港管理者として、空港に常駐する運航者等の所有する航空機の型式を考慮し、可能な範囲で航行不能航空機の発生に備えた撤去能力の確保に努めること。
なお、空港管理者として提供可能な撤去能力については、航空情報の発行手続きをとること。また、航空情報に掲載されていない情報等については、適切な方法により運航者へ提供すること。	なお、空港管理者として提供可能な撤去能力については、航空情報等により運航者が容易に確認できるよう周知すること。
（１）～（８）　（略）	（１）～（８）　（略）
９．　（略）	９．　（略）
10.　自衛隊等の航空機の運航者等に係る特例措置	（新設）
自衛隊等の航空機の運航者等に対し、３．に規定する同意書及び４．に規定する運航者撤去作業計画の提出を求めないこととする。ただし、当該者が航行不能航空機を発生させた場合に備え、撤去責任者の連絡先について、原則として運航者等が運航を行う前に、確認しておくこと。	
なお、自衛隊等の航空機の運航者等は、次のとおりとする。	

改　正

（1）自衛隊（自衛隊から新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託して当該航空機を運航する場合にあっては、当該受託者。）
（2）軍
（3）国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機の運航者等（便宜供与依頼のあった飛行及び当該飛行に関する一連の飛行に限る。）

別添１



第 11 章　低視程時における空港の運用

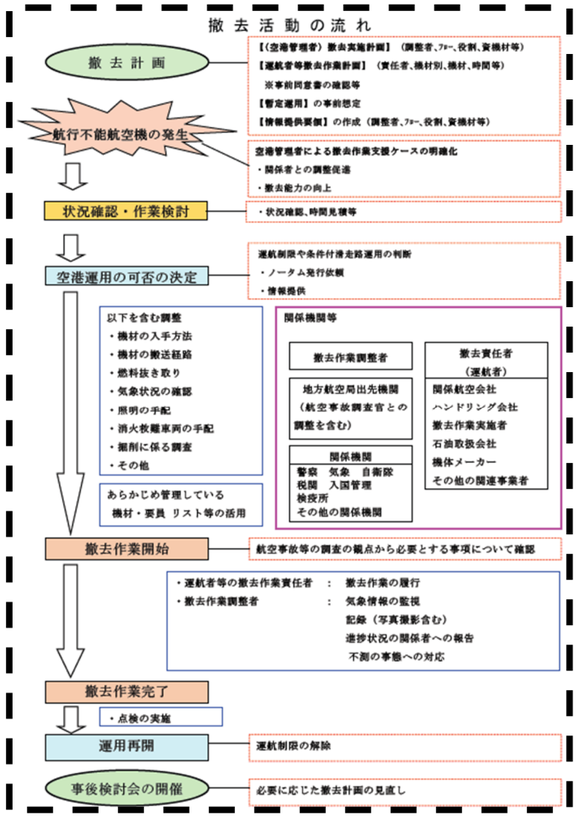
(略)

第 12 章　空港内におけるヘリパッドの運用

1．　(略)
2．ヘリパッドの指定
　空港管理者は、ヘリコプターの運航に際して、空港内の告示された滑走路以外の場所に離着陸を認める場合には、次の事項を考慮のうえ、適切な場所を指定し当該ヘリコプター運航の安全を確保すること。
（1）　(略)
（2）ヘリパッドにおける強度、勾配、接地帯標識及びショルダーについては（1）の基準に準じたものを設置し維持管理すること。なお、ヘリパッドの表面においては、障害となる物件が設置されていないこと。
（3）～（7）　(略)
3．～5．　(略)
別添　(略)

現　行

別添１



第 11 章　低視程時における空港の運用

(略)

第 12 章　空港内におけるヘリパッドの運用

1．　(略)
2．ヘリパッドの指定
　空港管理者は、ヘリコプターの運航に際して、空港内の告示された滑走路以外の場所に離着陸を認める場合には、次の事項を考慮のうえ、適切な場所を指定し当該ヘリコプター運航の安全を確保すること。
（1）　(略)
（2）ヘリパッドにおける強度、勾配、表面、接地帯標識及びショルダーについては（1）の基準に準じたものを設置し維持管理すること。
（3）～（7）　(略)
3．～5．　(略)
別添　(略)

空港運用業務指針新旧対照表

（傍線又は破線枠は改正箇所。二重傍線は新設箇所又は削る箇所。）

改　正	現　行
附則（令和元年１０月２日 国空安企第１８５号）～附 則（令和７年３月 28 日 国官参航安第 2028 号）　（略） 附則（令和７年９月 30 日　国官参航安第 605 号） この改正規定は、令和７年 10 月１日から適用する。ただし、第７章２．及び３．並びに第８章３．の改正規定は、令和７年 11 月 27 日から適用する。	附則（令和元年１０月２日 国空安企第１８５号）～附 則（令和７年３月 28 日 国官参航安第 2028 号）　（略） （新設）